

地震による倒壊に備えよう

地震による倒壊などから被害の軽減を図るために、地震の際に危険となりうる建築物の耐震化やブロック塀の撤去などに対して支援します。

申請・問合せ ①～⑤、⑧ 建築住宅課 建築指導担当 ☎626-2169
⑥ 建築住宅課 空き家対策担当 ☎626-2163
⑦ 都市整備課 ☎626-2165 ⑨ ⑩地域防災課 ☎623-2554

TOUKAI-0

東海地震による被害を減らす（倒壊ゼロ）ため、国や県とともに進めている事業です。昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅を対象とし、耐震診断や耐震補強への補助金交付のほか、各種事業を実施しています。詳しくはこちら

①木造住宅の耐震化

補助事業は、昭和 56 年 5 月 31 日以前の木造住宅が対象です。その他の条件など、詳しくは問い合わせてください。

木造住宅の建築年月日

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅

無料耐震診断

専門家が自宅へ訪問し、耐震診断を行います（1 回限り）

各種補助事業

木造住宅の補強工事や移転、解体工事、耐震シェルターや防災ベッドの設置などに要する経費を補助します

補助事業	対象世帯など	補助額上限
① 補強工事（補強計画一体型）（令和 7 年度終了予定） TOUKAI-0	高齢者のみの世帯、障害などを持つ人かいる世帯	上限 120 万円（補強工事費の 8 割以内）
	上記以外の一般の世帯	上限 100 万円（補強工事費の 8 割以内）
② 耐震シェルター等整備事業（令和 6 年度から開始） TOUKAI-0	65 歳以上の高齢者のみで構成される世帯または障害者のみの世帯などが居住する住宅	上限 55 万円
③ 住宅・建築物耐震改修事業（令和 7 年度終了予定） TOUKAI-0	対象区域はホームページを確認	上限 40 万円
④ 木造住宅移転費助成事業（令和 7 年度終了予定） TOUKAI-0	高齢者のみの世帯、障害などのある人がある世帯	上限 10 万円

地震で倒壊した家屋

地震による死因で多いのは、倒壊した家屋の下敷きになったことによる圧死と言われています。補助事業は積極的に活用してください。

②安全なまちづくり

補助事業	補助額上限
⑤ ブロック塀等撤去事業 TOUKAI-0	上限 20 万円
⑥ 空き家除却事業	上限 30 万円
⑦ 生け垣づくり補助事業	上限 5 万円

③省エネ性向上

補助事業	補助額上限
⑧ 省エネ住宅普及推進事業	上限 76 万 6 千円（改修工事費の 23 %以内）

①～③の共通事項

補助事業の補助率や申請方法など、詳しくはホームページを確認するか、問い合わせてください。

④地震への備えを支援

市では、家庭内での地震対策への支援を行っています。対象や補助内容など、詳しくは市ホームページを確認するか問い合わせてください。

補助事業	補助額上限
⑨ 感震ブレーカーの設置（令和 8 年 1/16（金）まで）	新築…一律 1 万円 その他…上限 2 万円（対象経費の 3 分の 2 以内）
⑩ 家具転倒防止器具等購入補助（令和 8 年 2/20（金）まで）	上限 2 万円（対象経費の 3 分の 2 以内）

④の申請方法など

申請方法 所定の申請書に必要書類を添えて窓口（地域防災課 消防防災センター 2 階）へ提出する
※予定枠に達した時点で終了します。

中古住宅流通促進事業補助金

補助対象者が拡大 中古住宅の購入で最大 50 万円補助

市では、市内の中古住宅の購入者に対して補助金を交付します。今年度から、市内在住者も補助申請が可能になりました。

申込・問合せ 建築住宅課 ☎626-2163

中古住宅の要件

- 次の全てに該当する建物
- これまでに使用されていた建物で、入居時に、玄関・居室・台所・便所・浴室を備えている独立した居住用の家屋
- 売買契約時に、建築されてから 30 年以上が経過したもの
- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物、または同日に工事中であった建築物については、「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」（平成 18 年国土交通省告示第 185 号）によって地震に対して安全な構造であることが確認されたもの

補助対象者

次の全てに該当する者

- 中古住宅とその敷地である土地の取得の売買契約を、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に締結
- 中古住宅とその土地の取得価格が 500 万円以上（税抜き）

補助額

30 万円

※中古住宅を購入して、市内業者で 200 万円（税抜き）以上のリフォームを行った場合は 20 万円の加算（最大 50 万円）。

※上記以外にも補助の要件があるため、申請前に問い合わせてください。

納税通知書発送・減免申請 軽自動車税（種別割）

納期 6/2（月）

5/8（木）に納税通知書を発送します。6/2（月）までに納付してください。

また、軽自動車の所有者本人が一定等級以上の身体障害者などである場合、申請により免除になる制度の受け付けを開始します。詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。

【減免申請について】

申請期限 6/2（月）

申請窓口 ●課税課（市役所本庁舎 3 階）

問合せ先 ●大井川市民サービスセンター（市役所大井川庁舎 1 階）

納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147

減免申請について…課税課 償却資産・諸税担当 ☎626-1142

納税通知書発送 自動車税（種別割）

納期 6/2（月）

自動車税（種別割）は毎年 4 月 1 日現在、運輸支局に登録されている自動車の所有者（ローンで購入した自動車で売主が所有権を留保しているものは買主である使用者）に対して課税されます。

5/16（金）までに納税通知書が届かない人（軽自動車は除く）は下記まで連絡してください。

※金融機関、コンビニ、クレジットカード、スマートフォン決済などで納付できます。

問合せ先 県藤枝財務事務所 課税課 課税第 1 班 ☎644-9122

納税通知書発送 固定資産税・都市計画税

納期 6/5（木）

固定資産税・都市計画税納税通知書を発送しました。納税通知書が届いたら、納税義務者や税額など内容を確認し、第 1 期分を 6/5（木）までに納付してください。

対象

市内に固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人

第 1 期納期 6/5（木）

問合せ先 課税について…課税課

- 土地担当 ☎626-1149 ●家屋担当 ☎626-2150
- 償却資産・諸税担当 ☎626-1142

納付について…納税促進課 収納管理担当 ☎626-2147

令和 7 年度 国民健康保険税率が変わります

【表】令和 7 年度の国民健康保険税率

区分		令和 6 年度（改正前）	令和 7 年度（改正後）
基礎課税分（全員） 課税限度額：65 万円	所得割	5.92%	6.13%
	資産割	10.00%	5.00%
	均等割	2 万 8,100 円	2 万 8,100 円
	平等割	1 万 8,000 円	1 万 8,000 円
後期高齢者支援金等分（全員） 課税限度額：24 万円（改正前：22 万円）	所得割	1.80%	1.80%
	資産割	—	—
	均等割	7,500 円	7,500 円
	平等割	6,500 円	6,500 円
介護納付金分（40～64 歳の人） 課税限度額：17 万円	所得割	1.55%	1.59%
	資産割	2.50%	1.25%
	均等割	8,800 円	8,800 円
	平等割	6,000 円	6,000 円

市では、静岡県国民健康保険運営方針に基づく標準的な算定方式に合わせるため、資産割を廃止することとしました。これにより、令和 5 年度から令和 9 年度まで、資産割を段階的に縮小・廃止し、所得割を段階的に引き上げます。

問合せ先 国保年金課 保険担当 ☎626-1113

■令和 7 年度の税率改正の内容

令和 7 年度の税率は、右表のとおりです。

また、地方税法施行令の改正により、課税限度額については、後期高齢者支援金等分を 2 万円引き上げます。

※詳しくは市ホームページを確認するか、問い合わせてください。